

第47号

(昭和38年10月)

目 次

| 学 | 内 | 規 | 程 | | | | | | | |
|----|----|-------------|-----|-------------|-------------|---|-------------|--------|---|-----|
| | 富山 | 1大学 | 文書 | 決裁 | 規程の | D制定 | | | | . 1 |
| | 富山 | /大学 | 公務 | 員宿 | 舎委員 | 員会規 | 程の | 制定… | • | . 3 |
| | 富山 | 」大学 | シレク | リエ・ | ーショ | ョン委 | 員会 | 規程の |) | |
| | 全部 | 亚玫亚 | | • • • • • • | | • | ••••• | •••••• | • | • 4 |
| | 富山 | 1大学 | とレク | リエ | ーショ | ョン委 | 員会 | 専門剖 | 哈 | |
| | 内規 | の全 | 部改 | 正 | ••••• | | ••••• | | • | • 4 |
| 諧 | 숲 | > | 議… | | ••••• | | •••• | | | • 5 |
| 学 | 内 | 諸 | 報 | | | | | | | |
| | 日本 | 宗教 | 学会 | 学術 | 大会, | | ••••• | ••••• | | • 5 |
| | 俳文 | 【学会 | 全国 | 大会· | ••••• | · · · · · · · · · | | | ••••• | • 5 |
| | 日本 | 独文 | 学会 | 秋季 | 大会… | | ••••• | ••••• | • | • 5 |
| | 職員 | 家族 | 大運 | 動会· | ••••• | | ••••• | •••••• | •••••• | • 6 |
| | R連 | 盟の |)バド | ミン | トンブ | 大会… | | ••••• | • | • 6 |
| | 経営 | 短大 | の体 | 育祭· | • • • • • • | ••••• | ••••• | ••••• | • | . 6 |
| | 昭和 | 口39年 | 度富 | 山大 | 学学生 | 上募集 | 要項 | (抜料 | Ŀ) ····· | • 6 |
| 共泛 | 組合 | たばよ | : b | | | | | | | |
| | 渋谷 | 宿泊 | 所の | 開設 | こつし | 、て | ••••• | ••••• | • • • • • • • • • | • 7 |
| 職 | 員 | 消 | 息… | ••••• | | | • • • • • • | ••••• | • | . 7 |
| 主 | 要 | 日 | 誌… | | ••••• | | | | | . 7 |
| | | | | | | | | | | |

学 程 内 規

富山大学文書決裁規程の制定

富山大学文書決裁規程を次のように制定する。

昭和38年11月1日

富山大学長 横 田 嘉右衞門

富山大学文書決裁規程

(趣 旨)

報

- 第1条 本学における文書の決裁については、この規程の 定めるところによる。
- 2 この規程で決裁とは、それぞれの文書について承認を 得べき最終責任者の承認を得ることをいう。

(学長の決裁事項)

- 第2条 学長名および大学名をもってする事項について は、すべて学長の決裁を得なければならない。
- 2 学長の決裁を得るには、すべて事務局を経由しなけれ ばならない。

(部局長の決裁事項)

- 第3条 各部局長(各学部長,附属図書館長,事務局長お よび学生部長を含む。以下同じ。)の所掌事務の処理に ついては、すべて当該部局長の決裁を得なければならな いっ
- 2 部局長の所掌事務であっても特に重要または異例と思 われる事項については, 事務局を経由して, 学長の承認 を得なければならない。

(専決事項)

第4条 別表1の事項欄に掲げる事項の決裁については、 第2条第1項の規定にかかわらず,専決者欄に掲げる者 が専決する。ただし、特別の事情がある場合は、この限 りでない。

(委任事項)

第5条 所管事項のうち委任した事項および受任者は、別 表2のとおりとする。

(調 整)

第6条 この規程の運用に関し疑義のあるときは、事務局 長が決定する。

附

この規程は、昭和38年11月1日から実施する。

別表 1

専 決 事 項

| | | | \boxtimes | 分 | 力均 | 名儀者 | | 専 | | 決 | | 者 | | / 些 | ±x. |
|---|---------------|-------|---------------|----|----|-----|----|------------|---|---|---|--------|-----|-------------------|------------------|
| 事 | 項 | | | | 石區 | | 事 | 務局 | 学 | 生 | 部 | 部 | 局 | 備 | 考 |
| 1 | 職員の名 | 種証明の | 発行に関する | こと | 学 | 長 | 庶私 | 新課長 | | | | | | | |
| 2 | 職員の有 | 給休暇の | 承認に関する | こと | " | , | | 11 | | | | 学部 図書館 | 長館長 | ただし, 部局 いては直属の | 長, 課長につ 上司とする |
| 3 | 非常勤職 ること | 員の無給は | 木暇の承認に | 関す | 1 | , | | " | | | | | | | |
| 4 | 超過勤務 関すること | 命令および | が休日勤務命 | 令に | " | , | 各 | 課 長 | 各 | 課 | 長 | 事 務 | 長 | ただし,課長, | , 事務長につ 上司とする |

| 6 大学主催、共催、後継等の名儀の使用的可に関すること 7 事務職員の任免。昇任および休戦発 今に関すること 8 会計鉄速に基づく出納官吏等の任命。 9 出納官吏等の任命 8 出納官吏等の任命 9 出納官吏等の任命報告に関すること 4 会計課長 9 会計課長 9 会計課長 10 支出官および出納官吏の日本銀行に 7 字務職員の兼義の承認を制けること 4 第務職員の対策の承認を制けらこと 4 第務職員の対策の原列を対しに関すること 1 等務職員の対策の関すること 6 特別界給まは可能の関すること 6 特別界給まは可能の関すること 1 | 5 宿日直勤務に関すること | 学 長 | 庶務課長 | 事務長 | |
|--|--|----------|------|------------|-------------|
| 7 | 6 大学主催,共催,後援等の名儀の使 用許可に関すること | 大 学 (学長) | 事務局長 | | |
| に関すること 10 支出官な等の任免報告に関すること 11 ・ 事務順長の未接の系統に関すること 11 ・ 事務順長の未接の系統に関すること 12 ・ 教員等の動務所記の特別に関すること 13 ・ 等務側見の新後の系統に関すること 14 ・ 事務職員の所修に関すること 15 ・ 扶養鍼族の認定等に関すること 16 ・ 特別外給および部連中間すること 17 ・ 海動手当の支給についての確認および、災免性に関すること 18 ・ 初任給当の支給についての確認および、災免性に関すること 18 ・ 初任給当の支給についての確認および、災免性に関すること 19 ・ 追聴書」の支給ならびに上中に関すること 20 ・ 教員のこと 21 ・ 履歴事事の、学院に関すること 22 ・ 人事記録および職員録の編集・発行に関すること 23 ・ 大学要覧の編集・学報および職員録の編集・発行に関すること 24 ・ 規程は、学報および職員録の編集・発行に関すること 25 ・会計検査院の実施を受けた場合の報告に関すること 26 ・会計検査院の実施を受けた場合の報告に関すること 27 ・会計機方をに関すること 28 ・支出計算書の送付に関すること 29 ・歳入歳出決事の報告に関すること 21 ・ 成入後収職計算書の送付に関すること 21 ・ 成入後収職計算書の送付に関すること 23 ・大学要の機能に関すること 24 ・規程は、学報および職員録の編集・発行に関すること 25 ・会計機方をに関すること 26 ・会計検査院の実施を受けた場合 27 ・会計機方をに関すること 28 ・支出計算書の送付に関すること 29 ・成入後収職計算書の送付に関すること 31 ・成入後収職計算書の送付に関すること 31 ・核品の免税申請に関すること 32 ・収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 ・協配の免税申請に関すること 34 ・物品の免税申請に関すること 35 ・物品の免税申請に関すること 36 ・物品の免税申請に関すること 37 ・公務員宿舎に関すること 38 ・公務員宿舎に関すること 38 ・公務員宿舎に関すること 38 ・公務員宿舎に関すること 38 ・公務員宿舎に関すること 39 ・企業記述よび他の承認と 40 ・事務局長 40 ・事務局長 41 ・ 対議を関すること 41 ・ 対議を関すること 42 ・ 対議を関すること 43 ・ 対議を関すること 44 ・ 対議を関すること 45 ・ 対議を関すること 46 ・ 対議を関すること 47 ・ 対議を関すること 48 ・ 対議を関すること 48 ・ 対議を関すること 49 ・ 対議を関すること 40 ・ 対議を関すること 41 ・ 対議を関すること 41 ・ 対議を関すること 42 ・ 対議を関すること 43 ・ 対議を関すること 44 ・ 対議を関すること 45 ・ 対議を関すること 46 ・ 対議を関すること 47 ・ 対議を関すること 48 ・ 対議を関すること 48 ・ 対議を関すること 48 ・ 対議を関すること 49 ・ 対議を関すること 40 ・ 対議を関すること 40 ・ 対議を関すること 41 ・ 対域を関すること 42 ・ 対域を関すること 43 ・ 対域を関すること 45 ・ 対域を関すること 46 ・ 対域を関すること 47 ・ 対域を関すること 48 ・ 対域を関すること 49 ・ 対域を関すること 40 ・ 対域を関すること 41 ・ 対域を関するに関すること 41 ・ 対域を関すること 41 ・ 対域を関するに関すること 41 ・ 対域を関するに関すること 41 ・ 対域を関するに関するに関するに関すること 41 ・ 対域を関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに | 7 事務職員の任免, 昇任および休職発 今に関すること | | " | | ただし,役付職員を除く |
| 10 支出管金比切納官吏の日本銀行に対する最勤強加に関すること 11 事務職員の無業の承認に関すること 12 教員等の勤務時間の特別に関すること 13 等級別政政武訂開に関すること 14 事務職員の研修に関すること 15 技質親族の認定等に関すること 16 終別時格はよび音楽局外の上中ならびに発令に関すること 17 通動等当の支給に同すること 18 初任給調整手当の支給に同すること 19 退職手当の支給にのいての確認および決定に関すること 18 初任給調整手当の支給に関すること 19 退職手当の支給に対しての確認および決定に関すること 20 数員の健康診断,予防接種の契約に関すること 21 最悪事項の証明および証明格解に関すること 22 人事記録および勤務記録カードの送付に関すること 23 大学要覧の編集、発行に関すること 24 規程は、学報および勤務記録カードの送付に関すること 25 会計検査院の実地検査を受けた場合の報告に関すること 26 会計検査院の実地検査等研会に対する同常に関すること 27 会計を基礎の実地検査等研会に対する同常に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 29 歳入歳出決算の報告に関すること 21 歳入徼収額計算書の送付に関すること 22 収入会現金出納計算書の送付に関すること 23 板質家書の提出に関すること 24 物品の房税可能に関すること 25 会計を記述可能に関すること 26 国有財産に関すること 27 会別に関すること 28 な別の発信に関すること 29 歳入衛収額計算書の送付に関すること 20 収入会現金出納計算書の送付に関すること 21 極高の房税可能に関すること 22 収入会司の報告に関すること 23 体質な言語で関すること 24 物品の房税可能に関すること 25 衛品の発信に関すること 26 国有衛に関する認が申請、協議、通訊、報告に関すること 27 公務員宿舎に関すること 28 次務員宿舎に関すること 28 次務員宿舎に関すること 29 成分の発信と表記れば他の承認 | | " | " | | |
| 対する異動通知に関すること 11 事務職員の兼業の承認に関すること 12 教育等の勤務時間の特別に関すること 13 等務別定数或消額に関すること 13 等級別定数或消額に関すること 14 事務職員の研修に関すること 15 共養類族の認定等に関すること 16 幹別昇給および普通昇給の上申なら 立に発をに関すること 17 通動手当の支給に関すること 18 初任格調整手当の支給に関すること 19 週歌手当の支給にの財すること 19 週歌手当の支給に関すること 20 職員の健康診断,予防接種の実施に関すること 21 履歴事項の証明および証明依頼に関すること 22 大学要取の編集、発行に関すること 24 規整集、学報および動務配録カードの差 付に関すること 24 規整集、学報および職員録の編集 発行に関すること 25 会計後素院の実地検査等限会に対する 6 会計機素に関すること 26 会計機素の記し、対す事の差付に関すること 27 会計機素がの実地検査等限会に対する国等に関すること 28 支出計算書の差付に関すること 29 歳入漁出決算の報告に関すること 29 歳入漁出決算の報告に関すること 31 歳入後収認計算書の差付に関すること 32 収入会現会出納計算書の差付に関すること 33 低価格 アルコール申請に関すること 34 物品の労付受納に関すること 35 物品の免除申請に関すること 36 面有財産に関すること 37 公務員信會皆与系認よび他の表認 2 収入会現金出前すること 38 公務員宿會貸身系認および他の素認 2 収入会現金に関すること 38 公務員宿會貸身系認および他の素認 2 に関すること 38 公務員宿會貸身系認および他の素認 2 に関すること 38 公務員宿會貸身不認れよび他の素認 2 に関すること 38 公務員宿會貸身不認および他の素認 2 に関すること 38 公務員宿會貸身不認および他の素認 2 に関すること 38 公務員宿會貸身系認および他の素認 | 9 出納官吏等の任免報告に関すること | " | 会計課長 | | |
| 12 教員等の動類機関の特別に関すること | | " | " | | |
| ### ### ### ### ### ### ### ### ### # | 11 事務職員の兼業の承認に関すること | " | 事務局長 | | |
| 13 等級別定数或訂顧に関すること | 12 教員等の勤務時間の特例に関する規程第2条および第7条による勤務時間の割振りに関すること | " | " | 学部長 | |
| 15 | | " | " | | |
| 16 | 14 事務職員の研修に関すること | 11 | " " | | |
| びに発令に関すること 17 通勤手当の支給についての確認およ で決定に関すること 18 初任給調整手当の支給に関すること 19 退職手当の支給ならびに上申に関すること 20 職員の健康診断,予防接稿の実施に 関すること 21 履歴事項の証明および証明依頼に関すること 22 人本記録および勤務記録カードの送 付に関すること 23 大学要覧の編集、発行に関すること 24 規程集、学報および職員録の編集、 発行に関すること 25 会計検査院の実地検査を受けた場合 の報告に関すること 26 会計検査院の実地検査等照会に対する回答に関すること 27 会計検査院の実地検査等原会に対する回答に関すること 28 支出計算事の送付に関すること 30 板算要求書の提出に関すること 31 歳入後収額計算書の送付に関すること 31 歳入後収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格 アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関すること 37 公務員宿舎に関する要求、協議報告 に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告 に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告 に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告 に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告 よび他の承認ならびに使用対等の決定に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告 よび他の承認ならびに使用対等の決定に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告 | 15 扶養親族の認定等に関すること | " | 庶務課長 | | |
| び決定に関すること 18 初任給調整手当の支給に関すること 19 退職手当の支給ならびに上申に関す ること 20 職員の健康診断,予防接種の実施に 関すること 21 履歴事項の証明および証明依頼に関 すること 21 有別で事項の証明および証明依頼に関 22 人事記録および動務記録カードの送 付に関すること 23 大学要覧の翻集,発行に関すること 24 規程集、学報および職員録の編集, 発行に関すること 25 会計検査院の実地検査等限会に対す る回答に関すること 26 会計検査院の実地検査等の生が力 る回答に関すること 27 会計検査院の実地検査等の生が力 る回答に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 歳入像収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の名付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関すること 37 公務員で書かるで、関すること 38 公務員で書かること 37 公務員で書からこと 38 公務員で書からこと 39 会計課長 | 16 特別昇給および普通昇給の上申なら びに発令に関すること | " | 事務局長 | | |
| 19 退職手当の支給ならびに上申に関すること 20 職員の健康診断,予防接種の実施に 関すること 21 履歴事項の証明および証明依頼に関 すること 22 人事記録および動務記録カードの送 付に関すること 23 大学要覧の無集,発行に関すること 24 規程集。等報および職員録の編集,発行に関すること 25 会計検査院の実地検査等限会に対する回答に関すること 26 会計検査院の実地検査等限会に対する回答に関すること 27 会計検査院の実地検育ること 28 支出計算書の送付に関すること 29 歳入歳出決算の報告に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 歳入敬収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関すること 37 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎に関すること 37 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎官与承認および他の承認ならびに使用科等の決定に関すること 38 公務員宿舎官与承認および他の承認ならびに使用科等の決定に関すること 36 本語展長 | 17 通勤手当の支給についての確認および決定に関すること | " | 庶務課長 | | |
| ること 20 職員の健康診断,予防接種の実施に関すること 21 履歴事項の証明および証明依頼に関すること 22 人事記録および勤務記録カードの送付に関すること 23 大学要覧の編集、発行に関すること 24 規程集、券行に関すること 25 会計検査院の実地検査を受けた場合 の報告に関すること 26 会計検査院の実地検査を受けた場合 の報告に関すること 27 会計検査院の地難事項等処理状況報告に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 29 歳入歳出決算の報告に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 歳入後収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関すること 37 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 36 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 36 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎でに関すること 38 公務員宿舎でに関すること 36 公務員宿舎でに関すること 37 公務員宿舎でに関すること 38 公務員宿舎でに関すること | 18 初任給調整手当の支給に関すること | " | 事務局長 | | |
| 関すること 21 履歴事項の証明および証明依頼に関すること 22 人事記録および勤務記録カードの送 付に関すること 23 大学要覧の編集、発行に関すること 24 規程媒、学報および職員録の編集、 発行に関すること 25 会計検査院の実地検査を受けた場合 の報告に関すること 26 会計検査院の実地検査等照会に対す る回答に関すること 27 会計検査院の実地検査等照会に対す る回答に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 29 歳入歳出決算の報告に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 歳入徴収額計算書の送付に関すること 31 歳入徴収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免免申請に関すること 36 国有財産に関すること 37 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎と関すること 37 公務員宿舎と関すること 38 公務員宿舎をに関すること 36 国科学に関すること 37 公務員宿舎をに関すること 38 公務員宿舎をに関すること 38 公務員宿舎をに関すること 38 公務員宿舎をに関すること 39 公務員宿舎をに関すること | | " | " | | |
| すること 22 | | " | 庶務課長 | 学 部 長 図書館長 | |
| 付に関すること 大 学 | | " | " | | |
| 24 規程集, 学報および職員録の編集, 発行に関すること 25 会計検査院の実地検査を受けた場合 の報告に関すること 26 会計検査院の実地検査等照会に対する回答に関すること 27 会計検査院の北難事項等処理状況報告に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 29 成入厳出決算の報告に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 成入徴収額計算書の送付に関すること 31 成入で収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関する認可申請,協議,通知,報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関するとの承認ならびに使用料等の決定に関すること 38 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎に関すること | 22 人事記録および勤務記録カードの送 付に関すること | " | " | | |
| 発行に関すること 25 会計検査院の実地検査を受けた場合 の報告に関すること 26 会計検査院の実地検査等照会に対す る回答に関すること 27 会計検査院の北難事項等処理状況報 告に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 歳入徴収額計算書の送付に関すること 22 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関する認可申請,協議,通知、報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求,協議報告 に関すること 38 公務員宿舎貸与承認および他の承認 ならびに使用料等の決定に関すること 38 公務員宿舎貸与承認および他の承認 ならびに使用料等の決定に関すること 36 会計課長 | 23 大学要覧の編集,発行に関すること | 大 学 | " | | |
| の報告に関すること 26 会計検査院の実地検査等照会に対す る回答に関すること 27 会計検査院の北難事項等処理状況報告に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 29 歳入歳出決算の報告に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 歳入徴収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄行受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関すること 37 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関するの決定に関すること 38 公務員宿舎貸与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること 36 会計課長 | 24 規程集, 学報および職員録の編集, 発行に関すること | " | " | | |
| る回答に関すること 27 会計検査院の批難事項等処理状況報告に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 29 歳入歳出決算の報告に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 歳入徴収額計算書の送付に関すること 31 歳入徴収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関する認可申請、協議、通知、報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求、協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関すること | 25 会計検査院の実地検査を受けた場合 の報告に関すること | 学 長 | 事務局長 | | |
| 告に関すること 28 支出計算書の送付に関すること 29 歳入歳出決算の報告に関すること 30 概算要求書の提出に関すること 31 歳入徴収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関すること 36 国有財産に関する認可申請,協議,通知、報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎資与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること 38 公務員宿舎資与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること | る回答に関すること | " | " | | |
| 29 歳入歳出決算の報告に関すること | | " | " | | |
| 30 概算要求書の提出に関すること | 28 支出計算書の送付に関すること | " | 会計課長 | | |
| 31 歳入徴収額計算書の送付に関すること 32 収入金現金出納計算書の送付に関すること 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関する認可申請,協議,通知,報告に関すること 37 公務員宿舎に関すること 38 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎貸与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること 31 公務員宿舎貸与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること 32 公務員宿舎貸与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること 33 公務員宿舎貸与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること 34 公務員宿舎貸与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること | | " | " | | |
| と 32 収入金現金出納計算書の送付に関す | | " | 事務局長 | | |
| 33 低価格アルコール申請に関すること 34 物品の寄付受納に関すること 35 物品の免税申請に関すること 36 国有財産に関する認可申請,協議,通知,報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎に関する要求,協議報告に関すること 38 公務員宿舎貸与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関すること | | " - | 会計課長 | | |
| 34 物品の寄付受納に関すること | | " | " | | |
| 34 物品の寄付受納に関すること | 33 低価格アルコール申請に関すること | " | 11 | | ただし、図書については |
| 36 国有財産に関する認可申請,協議, 通知,報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求,協議報告 に関すること 38 公務員宿舎貸与承認および他の承認 ならびに使用料等の決定に関すること // 会計課長 | | " | 11 | | |
| 通知,報告に関すること 37 公務員宿舎に関する要求,協議報告 に関すること 38 公務員宿舎貸与承認および他の承認 ならびに使用料等の決定に関すること () 会計課長 | | " | 11 | | |
| に関すること | 通知、報告に関すること | " | 事務局長 | | |
| ならびに使用料等の決定に関すること | に関すること | " | " | | |
| 39 国有財産監守者等の指定に関するこ / 事務局長 学 部 長 対土 | ならびに使用料等の決定に関すること | " | 会計課長 | | |
| 四首加入 | | " | 事務局長 | 学 部 長 図書館長 | |
| 40 国有財産の一時使用許可に関するこ / 会計課長 | 40 国有財産の一時使用許可に関すること | " | 会計課長 | | |
| | | | | | |

| ■ 41 国有財産撤去材の引継ぎに関するこ | [| | | | | | 1 |
|---|-----|----------|---------------|-----|------|---------|-----|
| と | 学 長 | 会計課長 | | | | | ļ |
| 42 国において施設する自家用電気工作 物施設状況報告書の提出に関すること | " | 施設課長 | | | | | |
| 43 学生の集会、印刷物の刊行配付の承認に関すること | " | | 学生部長 | v | | | 2 |
| 44 連合行事運営の細部に関すること | " | | " | | | | |
| 45 厚生補導関係予算使用実績の報告に 関すること | " | | " | | | | |
| 46 厚生補導経費の所要額調に関すること | 111 | | " | | | | |
| 47 学生便覧の編集発行に関すること | 大 学 | | " | | | | |
| 48 入試,学力検査実施教科学生募集要 項,入学志願者,合格者,入学者およ び在学者,卒業者の報告に関すること | 学 長 | | " | | | | |
| 49 学生の卒業証明,修了証明に関すること | " | | 学生課長 | | | | |
| 50 科学教育研究生の証明,収容,会計, 収容実績の報告に関すること | " | | " | | | | |
| 51 沖縄学生の学業成績の報告,学事費 の請求,補導費の配分に関すること | " | | 学生部長 | | | | |
| 52 学生および卒業生の就職あっせん連 絡に関すること | " | | " | | | | |
| 53 奨学生の推せん等に関すること | " | | " | | | | |
| 54 学生証の発行に関すること | " | | 厚生課長 | | | | |
| 55 学生の健康診断,予防接種施行に関 すること | " | | 学生部長 | | | | |
| 56 授業料減免猶予通知に関すること | " | | " | | | | |
| 57 統計調査の報告に関すること | " | 各課長 | 各課長 | | ただし、 | 重要なものを除 | : < |
| 58 供閱文書 | " | 必要に応長または | じ事務局長, 各課長 | 学生部 | | | |

別表 2

委 任 事 項

| 区分 | ティゼ | 受 | 任 | 者 | /# 1 /2 |
|-------------------|-----|------|------|-----------|---|
| 事項 | 委任者 | 事務局 | 学生部 | 部局 | 備考 |
| 文部省所管旅費規則に基づく旅行命令 | 学 長 | 事務局長 | 学生部長 | 学 部 長図書館長 | 1. 受任者および各課 長,各事務長を除く 2. 海外旅行の場合を 除く |

富山大学公務員宿舎委員会規程の制定

富山大学公務員宿舎委員会規程を次のように制定する。 昭和38年11月1日

富山大学長 横 田 嘉右衞門

富山大学公務員宿舎委員会規程

- 第1条 本委員会(以下「本会」という。)は、富山大学 公務員宿舎委員会という。
- 第2条 本会は、学長の諮問に応じ次の事項を審議する。
 - (1) 公務員宿舎の総合調整に関する事項
 - (2) 公務員宿舎の居住者の選考に関する事項

(3) その他公務員宿舎に関する重要なる事項

第3条 本会,次の委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 学生部長
- (3) 庶務課長,会計課長,施設課長および各事務長
- (4) 各学部教職員のうちから当該学部長の推せんした者 1名
- 2 前項第4号の委員に欠員を生じたときは、欠員を補充する。
- 第4条 委員は、学長が任命する。
- 2 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は, 2 年とし, 重任を 妨げない。
- 3 前条第2項に規定する補欠の委員の任期は、前任者の

任期の残余期間とする。

- 第5条 本会に委員長をおき、事務局長をもってあてる。
- 2 委員長は、会務を統轄する。
- 第6条 本会は、委員長が招集してその議長となる。
- 2 委員長に事故あるときは、学長の指名した委員がその 職務を代理する。
- 第7条 本会は、構成員の半数以上出席しなければ開会することができない。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数であるときは、議長が決する。
- 第8条 本会の議事運営の細目につき必要な事項は、委員 長が定める。
- 第9条 本会に関する事務は、事務局において行なう。 附 則

この規程は、昭和38年11月1日から実施する。

富山大学レクリエーション委員会 規程の全部改正

富山大学レクリエーション委員会規程の全部を次のように改正する。

昭和38年11月1日

富山大学長 横 田 嘉右衞門

富山大学レクリエーション委員会規程

富山大学レクリエーション委員会規程(昭和31年10月15 日制定)の全部を改正する。

(目 的)

第1条 本学職員のレクリエーション活動の健全な発展を 図るため、本学に富山大学レクリエーション委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(任 務)

- 第2条 委員会は、次の事項を審議するものとする。
 - (1) レクリエーションに関する職員厚生費の使用計画
 - (2) 厚生施設およびレクリエーション活動に関する総合 的年間計画ならびに実施に関すること。
 - (3) その他レクリエーションに関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の委員で組織する。
 - (1) 事務局長
 - (2) 庶務課長
 - (3) 事務局長がすいせんした者

3名

(4) 学生部長がすいせんした者

2名

(5) 学部長がすいせんした者

各学部3名

- (6) 附属図書館長がすいせんした者
- 1名
- (7) 附属幼、小、中学校長がすいせんした者 2名
- (8) 経営短期大学部主事がすいせんした者 1名
- 第4条 前条第3号から第8号までの委員の任期は,2年

とする。ただし、再任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

- 第5条 委員会に委員長をおく。委員長は事務局長とする。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 委員長に事故あるときは、委員長から指名された者が議 長となる。
- 第6条 委員会は、年2回定例委員会を開催する。ただし、 必要あるときは、随時これを開催することができる。
- 第7条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 2 議決は,出席者の過半数の賛成を必要とする。 (専門部会)
- 第8条 委員会に専門部会をおく。
- 2 専門部会は、体育、文化および娯楽の各部会とする。
- 第9条 委員会に幹事および書記をおく。
- 2 幹事は、庶務課長とし、書記はレクリエーション担当係長とする。
- 3 幹事は、委員長の指揮をうけて委員会に関する事務を 処理する。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から実施する。

富山大学レクリエーション委員会 専門部会内規の全部改正

富山大学レクリエーション委員会専門部会内規の全部を 次のように改正する。

昭和38年11月1日

富山大学長 横 田 嘉右衞門

富山大学レクリエーション委員会専門部会内規

富山大学レクリエーション委員会専門部会内規(昭和32 年3月8日制定)の全部を改正する。

- 第1条 富山大学レクリエーション委員会(以下「委員会」という。) 規程第8条による専門部会(以下「部会」という。) は、この内規の定めるところによる。
- 第2条 部会のもとに班をおく。
- 2 体育部会には、次の班をおく。

野球班,排球班,卓球班,庭球班,ソフトポール班,バ ドミントン班,山岳班

- 3 文化部会には次の班をおく。
- 華道班,手芸班,書道班,絵画班,写真班,音楽班,茶道班
- 4 娯楽部会には、次の班をおく。

囲碁班, 将棋班, 釣班, 麻雀班

5 班の設置または廃止は、委員会の議に基づかなければ

ならない。

第3条 各部会は、その部会の次の事項を処理する。

- (1) 年間事業計画ならびに予算の資料作成に関すること。
- (2) 事業の実際的運営に関すること。
- (3) 器材用具の整備,保管に関すること。
- 2 前項第1号については、年次当初委員会にその資料を 提出するとともに、前年度における事業結果を報告する ものとする。
- 第4条 各部会は、各班から選出された者(以下「部員」という。)2名、および委員会幹事をもって組織する。
- 2 部員の任期は、当該年度限りとする。
- 3 部会には、必要に応じ部員以外の職員を出席させることができる。

第5条 部会に部長をおく。

- 2 部長は部会において選出する。
- 3 部長は、必要に応じ部会を招集し、会議の長となる。 第6条 班に班長をおく。
- 2 班長は班員の互選による。
- 3 班長は、必要に応じ班会議を招集し、会議の長となる。 附 則

この内規は、昭和39年4月1日から実施する。

諸 会 議

第7回 評議会(10月4日)

(議 題)

- 1. 学士入学について
- 2. 卒業の認定について
- 3. 富山大学事務組織規程の全部改正(案)について
- 4. 富山大学文書決裁規程(案)について
- 5. 富山大学公務員宿舎委員会規程(案)について
- 6. 富山大学レクリエーション委員会規程の全部改正(案) について

(報告事項)

- 1. 第29回国立大学協会総会並びに昭和38年度国立大学 長会議について
- 2. 講座学科目に関する省令制定上の問題点について

第8回 評議会(10月26日)

(議 題)

- 1. 教官人事について
- 2. 富山大学学則の一部改正(案)について
- 3. 昭和39年度学生募集要項・入学案内・健康診断書等 について
- 4. 学生の転部・転科について
- 5. 昭和39年度入学者選抜学力検査教科配点(案)について

学 内 諸 報

日本宗教学会学術大会

と き 10月6日(日)~8日(火) ところ 本学文理学部2番教室ほか

日 程(第1日)公開講演

ハーバード大学教授 西洋からみた東洋宗教の特徴…R.H.L.スレーター博士

東北大学学長 現代哲学と宗教・・・・・・・・・・・石 津 照 璽 博 士

〃 (第2日)研究発表

研表発表者(本学関係分)

宗教と道徳を距つもの―シュラ......文理・館 凞道教授 イルマツハの宗教論について―

大乗無量寿荘厳経考………… / 六浦教乗講師

(第3日)研究発表・分科会 分科会のテーマ

①宗教と青年 ②宗教と道徳 ③宗教と教育

俳文学会全国大会

と き 10月19日(土)~21日(月)

ところ 本学,高岡市美術館,井波町

出席者 俳文学会会員, 県国語学会会員, その他

日程(第1日)研究発表,公開講演

志田義秀と俳諧 ……東京大学 名誉教授 久松 潜一 俳諧史の流れ……成城大学 教 授 栗山 理ー // (第2日) 研究発表, 総会, 公開講演

芭蕉の転機………お茶の水女子大教授 井本 農一 浪化上人と芭蕉翁……富山大学 教 授 和田 徳一 〃 (第3日) 俳文学資料展, 浪化遺蹟見学

なお会期中、俳文学特別資料展が高岡市で開かれた。

日本独文学会秋季大会

と き 10月19日(土)~21日(月)

ところ 本学文理学部3番教室ほか

日程(第1日) 研究発表,シンポジューム

〃 (第2日)

11 11

〃 (第3日) 会員観光行事

研究発表者 (本学関係分)

文学部門 大谷 重彦 講 師 上野 英雄 講師 語学部門 片山 操 助教授 奥貫 晴弘 講師 会期中 ヘルン文庫公開,無極先生記念展開催

なお,本大会にさきだち10月18日(金)午後3時から日本ゲーテ協会富山支部の設置記念講演会が,新関良三.相

良守峰の両氏を講師として富山市公会堂で開催され、本学 文理学部文学科の学生が記念演劇「ファウスト第2部第一 幕より」を岡崎教授の構成演出で上演した。

職員家族大運動会

第2回富山大学職員家族大運動会は、下記のとおり行われた。

記

と き 10月19日(土) 午後1時~4時 ところ 本学グランド

競技種目 男子100 m競走,玉入れ,ビリヤード,所得倍増,泡くいレース,ボール運び,お掃除用意,鯛釣り競走,綱引き,スプーンレース,サンドイツチ,百足競走,ほたる狩り,年令別部局対抗リレー

競技成績 (総合)

優 勝 文理学部

次 勝 本部(事務局)

3 位 薬 学 部

R連盟のバドミントン大会

全国公務員レクリエーション富山地区運営委員会(R連盟)のパドミントン大会は、下記のとおり開かれ、本学の各チームが優勝から4位までの成績を独占した。

記

と き 10月29日(火)

ところ 興国人絹パルプ富山工場体育館

参加者 8機関 30チーム

競技成績

優 勝 富山大学·B (石野俱行,平野茂良)

次 勝 / · E (山本道弘, 土池春樹)

参 勝 / · C (板下甚清, 堀 重男)

なお、予戦リーグの結果、決勝トーナメントへ進出した 8チームのうち、本学は7チームを占めた。

経営短大の体育祭

経営短期大学部の第1回体育祭は、次のとおり行われた 記

と き 10月20日(日) 午前10時~午後4時 ところ 本学グランド

競技種目 100 m競走,障碍物競走,1.500m競走,美 術の秋,食欲の秋,綱引き,棒倒しほか

競技成績(総合) 優勝2学年,次勝3学年,3位1学年

昭和39年度

富山大学学生募集要項(抜粋)

① 募集人員

文 理 学 部 文 学 科·······40名 理 学 科·······60名

教育学部

初 等 教 育 科·······90名 中 等 教 育 科······75名

経済学部

経 済 学 科………… 160名

薬 学 部

薬 学 科 … 80名

工 学 部

電気工学科………40名

工業化学科………60名 金属工学科………40名

機械工学科………50名

生産機械工学科……40名

- ② 出願資格(略)
- ③ 出願期限

昭和39年2月11日(火曜日)から2月20日(木曜日)まで 郵送の場合も2月20日(木曜日)まで必着のこと。

④ 出願手続

下記の書類等を取りまとめ出身学校長から提出すること 入学志学票,写真票,調査書,健康診断証明書,入学検 定料,返信用封筒,受験承認書

⑤ 入学願書提出先 富山市五福3.190 富山大学学生部学生課

⑥ 入学者の選抜方法

入学者の選抜は学力検査、調査書および健康診断の各成 績を総合して行なう。

1. 学力検査

次の5教科について,高等学校卒業の学力程度を標準 として出題する。

| 教 科 | 科 | 目 |
|------|--|-----------------------------|
| 国語科 | 国語(甲) | |
| 社会科 | 社会·日本史·世界史 1科目選択 | !・人文地理のうち |
| 数学科 | 数学 文科系志願者 理科系志願者 | 範囲は,数学 【まで 範囲は,数学 】【まで |
| 理科 | 文理・教育・経済各学 化学・生物・地学のう 薬学部志願者は,物理 化学を含めて2科目選 工学部志願者は,物理 | ち 1 科目選択 !・化学・生物のうち 訳 |
| 外国語科 | 英語・ドイツ語のうち | ,1ヵ国語選択 |

2. 健康診断

3月24日(火)午後1時30分(薬・工学部は午後2時30分)から診断を必要と認めた者について実施する。該当者の受験番号および検査の詳細は3月24日の学力検査終了後各検査場に掲示する。

3. 検査日割および時間表

| 月日(曜) | 検査教科 | 時間 |
|---------------|-----------------------|--|
| | 点呼(学力 検査場にお いて) | |
| 2 8 22 17 | 国 語 | 午前9時~10時30分 (90分間) |
| 3月23日 (月) | 社 会 | 午前11時~午後 0 時30分 (90分間) |
| | *- ** | 文科系 午後 1 時30分~ 3 時30分 (120分間) |
| | 数学 | 理科系 午後1時30分~4時 (150分間) |
| | 外国語 | 午前9時~10時30分 (90分間) |
| 3 月24日 | 理 科 | 文理, 教 午前11時30分~ 育,経済 午後1時 の各学部 (90分間) |
| (火) | 理科 | 薬学部 午前11時30分~午後2時 工学部 (150分間) |
| | 健康診断 | (本学において指定された者のみ) 文理,教育,経済学部午後1時30分~ 薬学部,工学部 午後2時30分~ |

(以下省略)

なお、合格者は3月31日(火)各学部に掲示し、かつ、本人へ通知する。(電話その他による問合せには一切応じない) その他詳細は学生課へ照会のこと。

共済組合だより

渋谷宿泊所の開設について

文部省共済組合渋谷宿泊所「銀杏荘」を、東京大学支部が管理して、下記のとおり開設する旨通知があつた。

記

- 1. 名 称 文部省共済組合渋谷宿泊所「銀杏荘」 電話(401)6181~3
- 2. 所在地 東京都渋谷区美竹町41

(交通) 渋谷駅より徒歩約10分

都電「青山車庫前」下車徒歩約2分

- 3. 事業開始 昭和38年11月25日
- 4. 予約受付開始 / 11月16日
- 5. 構 造 鉄筋地上3階・地下1階, 一部木造2階建
- 6. 客室数 4.5畳 3室,6畳 5室,8畳11室,10畳3室 15畳1室,合計23室 収容人員約80名 ほかに会議室・会合専用室として20畳2 室(2室併用も可)及び25畳1室あり。
- 7. 料 金

①宿泊及び食事料 1泊2食付630円 イラ定食 250円 朝定食 100円

ほかに注文により1品料理(150円)もつくれる。

- ② 休憩料 1名につき70円
- ③ 会議・会合等の場合の室使用料 1室につき 4.5畳200円から25畳800円まで。ただし4時間以 上使用のときは5割増となる。また会議会合等 の利用時間は午前10時から午後9時まで。
- ④ 会議食 300円 500円 800円の3種類
- 8. 利用方法(利用は原則として予約制,申込順) 利用希望者は、予め宿泊所へ問い合せ、予約可能の ときは、予約金を添えて所定の申込書により申し込 むこと。予約金は、1名1泊につき100円、休憩の 場合50円。所定の手続き終了者には利用券が交付さ れるから、利用当日必らず持参のこと。

職員消息

<改 姓>

薬 学 部

技 官 土岐 文子 (旧姓.西条)

<住所移転>

教育学部

助 手 石黒 国雄事務官 酒井 弘

薬 学 部

技 官 土岐 文子

主要日誌

本 部

10月1~7日 国家公務員健康週間

- 3日 国立大学施設担当部課長会議(愛知学芸大学)
- 3・4日 職員家族運動会運営委員会
- 4日 評議会(第7回)
- 〃 入試管理委員会
- 文部省教育施設部計画課岩崎, 岡本両事務官来学
- 〃 群馬工業高等専門学校長来学
- 5・6日 会計課職員レクリエーション(志賀高原)
- 10日 昭和39年度入学者選抜実施要領趣旨徹底協議会 (京都大学)
- 10・11日 科学研究費交付金経理状況調査(文部省研究助成課并上,岩佐両事務官来学)

12日 事務協議会

13 • 14日 予算状況調査(文部省会計課第1予算班横山係長,第3予算班田中事務官来学)

14~18日 国立大学幹部職員研修講座(事務局長参加)

学

19日 職員家族大運動会

21~30日 秋の全国交通安全運動

22日 富山工業高専設立準備会(本学会議室)

〃 入試管理委員会

24 • 25日 東海北陸地区学生部課長会議(愛学大)

25 • 26日 東海北陸地区庶務部課長会議(名工大)

26日 評議会 (第8回)

" 授業料减免選考委員会,補導協議会

〃 学生運動競技マラソン大会

29日 R連盟バドミントン大会(興人パ体育舘)

文 理 学 部

10月3・4日 全国文理学部長連絡協議会(山形大学)

6~8日 日本宗教学会学術大会

9日 教 授 会

10日 後学期授業開始

15日 文学科会議

〃 教授会

19 • 20日 日本独文学会秋季大会

23日 文学科会議

24 • 25日 全国文理学部事務長事務協議会(島根大学)

30日 理学科会議

教育学部

10月1日 教務・補導合同委員会

2日 教 授 会

4・5日 職員レクリエーション (第2回・奥能登)

7日 後学期授業開始

8日 付属学校長選考基準検討委員会

15日 教務委員会

〃 大学問題対策・教務合同委員会

16日 教授懇談会,教授会

17日 吳山会役員会

20日 創校90周年記念学窓会総会(黒田講堂)

23日 補導委員会

30日 人事教授会

〃 教務・職業補導合同委員会

経済学部

10月7日 専門科程進学者オリエンテーション

〃 後学期授業開始

〃 40周年準備委員会

10日 教務委員会

教授会(第12回)

24日 X線間接撮影

// 40周年沿革史編集委員会

26日 越嶺会総会(富山荘)

31日 教務委員会

〃 教授会(第13回)

〃 人事教授会

薬学部

| 10月1日 2・3年次前学期末試験(10日まで)

2日 人事教授会

7 • 8日 39年度大学院薬学研究科入学試験

11日 教授会,薬学研究科委員会

// 文部省大学学術局研究助成課井上昭次,岩佐東 彦両事務官来学

12日 39年度大学院薬学研究科入学許可者発表

14日 文部省大臣官房会計課横山恒雄国立学校第1係 長および第3予算班田中潤祐事務官来学

〃 後学期授業開始

23~25日 国立大学薬学部事務長会議(長崎大学)

29日 人事教授会

" X線間接撮影(指定学生のみ)

工 学 部

10月2日 専任教授会

5日 文部省教育施設部岩崎調査主任ほか 1 名来学

7日 学部レクリエーション運営委員会

9日 専任教授会

10日 工業教育協会支部総会

11日 一般教授会

14日 文部省会計課予算班国立学校第1係長横山事務 官ほか1名来学

// 一般教授会

15日 専門課程進学学生オリエンテーション

23日 一般教授会

30日 学生·職員X線撮影

附属図書館

10月8・9日 全国国立大学図書館研究集会(東北大学)

10日 全国国立大学図書館長会議(東北大学)

25日 事務打合せ会

経営短期大学部

10月1日 後学期授業開始

7日 聴講生出願締切

17日 専任教官会議

" 授業料减免委員会

20日 第1回 体育祭

昭和38年11月20日

印刷所 昭和印刷株式会社